

会 議 録

1 会議名

令和3年度 第9回高田区地域協議会

2 報告（公開・非公開の別）

(1) 第5回分科会の協議内容について（公開）

(2) 地域協議会会長会議について（公開）

3 議題（公開・非公開の別）

(1) 諮問事項 本町ふれあい館の廃止について（公開）

(2) 各区の地域協議会会長と市議会総務常任委員会委員との意見交換会について
（公開）

(3) 令和3年度地域協議会の活動計画について（公開）

4 開催日時

令和4年1月17日（月）午後6時30分から午後8時まで

5 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

6 傍聴人の数

1人

7 非公開の理由

—

8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・ 委 員：飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、栗田浩子、佐藤三郎、
澁市 徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、富田 晃
西山要耕、廣川正文、本城文夫（会長）、松倉康雄、宮崎 陽、村田秀夫、
茂原正美、吉田昌和（欠席2人）

・ 市役所：高齢者支援課 小林課長、橋本副課長、近藤係長、荒木主任

・ 事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、小池係長、五十嵐主任

9 発言の内容

【小池係長】

・ 現在、栗田委員、小嶋委員、松矢委員を除く17人の出席があり、上越市地域自治

区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：高野副会長、北川委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料により説明

【本城会長】

「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

— 次第3報告（1）第5回分科会の協議内容について —

【本城会長】

次第3報告（1）第5回分科会の協議内容についてに入る。1月11日に開催した第5回分科会の協議内容について各分科会より報告願う。

第1分科会より説明を求める。

（栗田委員到着）

【富田座長】

1月11日にKinaiyaプロジェクト代表の打田さんより講演いただいた。講演内容は、合同会社ニトデザイン&リビルド、雁木のまち再生、Kinaiyaプロジェクトの活動の3つで30分ほどの説明があった。

その後の分科会では、委員1人ずつ忌憚ない感想を発言してもらった。

- ・第1分科会「協議の要旨」により説明。

話を聞いて3つの課題があると思った。一つはPR。どうしたらもっとPRできるのかというところが印象に残った。二つ目は資金力。これは町家で、いかにその資金をどうするかというところが打田さんの方からいろいろ出た。三つ目は空き家の調査。町家の空き家がぼろぼろになってからでは遅い、リノベートできない。ちゃ

んとリノベートすれば若者も入るしいろいろできる。これは個人情報もあり、いろいろ問題がある。この3つが大きな課題ではないかと分科会の皆さんといろいろ協議した。

今後の進め方として、いろいろな分野の若者から説明、発表していただき、感じたことを述べ合うという方法があったが、この検討は7月末を一つの目標としていることから、いろいろ広がってしまうといけないという意見などから、打田さんのこの活動に対していろいろフォローしていこうということになった。

協議の要旨に書いてある「今後の進め方」では、速やかに実施できることは実行する、提案すべきものは自主的審議事項として取り上げて協議していくとしている。これは私と小川副座長で、メンバーから出た意見でまとめたものであり、これをベースに2月7日にまた話をしたいと考えている。アクションプランが大事であり、どこが終点なのかがわからないと活動しても半信半疑というか、そういうことがあるので、私と小川副座長でアクションプランを考えた。7月末までにこういうアクションプランで、いろいろ考えたいということである。これも2月7日の分科会でメンバーの中でいろいろ議論したいと思っている。

【本城会長】

- ・今ほどの説明について、質疑を求めるがなし。

第2分科会の報告の前に、前回の会議において、第4回第2分科会の協議要旨を私と杉本座長で市に情報提供するとしていたため、その報告を行う。

12月21日の午後から市役所第2庁舎に私と杉本座長で行ってきた。市の方は市民安全課の宮下課長と山岸副課長、雪対策室の桐木室長、都市整備課の石澤副課長、南部まちづくりセンターの小池係長であった。

これは11月15日に開催された地域協議会で令和3年度の大雪の災害対応についての検証、説明を受けて、12月6日に開催した第4回第2分科会で出された意見をまとめた協議要旨を中川市長宛に伝達をするという立場で、今後の大雪災害対応について地域協議会の意見を参考にしてほしいということで行った。

第2分科会では引き続き大雪災害対応に関する協議を進めていることから、今回の件は中間的なものであることを申し添えた。この協議要旨は、前回の会議資料として委員の皆さんに配布されている。それを渡しながら、検証の最終報告が11月では

市民に対して周知をするには時間的に遅かったのではないかということ、昨冬の除雪されていない生活道路に車が入り、除雪の障害になったことについて速やかに通行止めにするべきということ、高田市街地は高齢者が多く、インターネットやSNSへのアクセスができない人が多いことから、防災ラジオなどをもっと有効活用できないのかということをも市側に伝えてきた。

市の方からは、地域の皆さんの意見であるのでしっかりと受けとめて、市民の皆さんの安全をしっかり守っていききたい。この意見は参考にさせていただくということであった。また、検証の中でも触れられているが、緊急的なお知らせを防災ラジオで流す際、状況に応じて情報収集はこういった方法でできるということをお知らせしてみたいという考えも言われた。

以上、雑駁ではあるが第2分科会で取りまとめた中間的なものを伝達したので、了解をいただきたい。

- ・今ほどの説明について、質疑を求めるがなし。

次に第2分科会の杉本座長より協議内容の報告を求める。

【杉本座長】

- ・第2分科会「協議の要旨」により説明。

分科会の日には町内会長宛の文書が市から届いた。内容は、「高田地区等一斉屋根雪下ろし及び排雪における空き家の対応について」という文書であった。12月23日に高田区の町内会長を集めた会議があって、そこでボランティアの方に昨冬は屋根の上に上がってもらって雪下ろしをしたが、大変危険でもあるのでこれを止めにした。ボランティアの方は下した雪の後始末とか、そういう地上での作業にあたってもらおうという話があった。それで、空き家の雪下ろしは誰がするのかと言ったら、町内会でチームを作ってやるとか、いろいろなことを市が言った。町内会長の皆さんからは、町内会にそんなことはできない、お金の負担もできないというような意見がたくさん出て、それに対する回答として届けられたものである。その中身は、昨年の大雪のことであるので、私の方からコピーして第2分科会委員に配布した。中身は、一斉屋根雪下ろしの実施に伴う対象地区の緊急安全措置として、市は所有者にかわり除雪事業者へ委託して雪下ろしをするというのが一つ。二つ目は、その費用については、空き家の所有者に対して請求し、町内会の負担にはしないということで、見事解

決したということである。そういう形で去年の豪雪を教訓にして、一步前進したかと思う。

地域協議会としてこういう意見を上げて、それで解決したわけではないが、町内会の皆さんをはじめ、多くの方が声を上げるとやっぱり行政も動かざるを得なくなるということかと思い、紹介がてら配布させてもらった。

ここに空き家という言葉が出ている。この市が言っている空き家は空き家すべてのことを言っているのではない。危険家屋の空き家を対象にした話である。だから、今、第1分科会の方で話が出ている空き家というのは、同じ空家という言葉を使っても概念がかなり違っている。

次に協議の中身は、高田区のいろいろな団体の方々と意見交換をすることとした。どういう人たちと話をしたらいいだろうかと考え、防災士、町内会長、民生委員、それから福祉関係の人たち、学校、保育園の関係者、こういう人たちと昨冬の大雪のときにどんな苦勞をして、どんな対応をされたのかという話を聞いてみる必要があるだろうということで企画した。一度に全部の人に来てもらうとなかなか話が聞けなくなりそうなので、2回に分けてやろうということで、資料のとおりの割り振りとした。分科会の定例が第1月曜日だが、1時間半くらいは時間をとりたいということ。また、全委員から出てもらいたいという思いがあることから、第1月曜日で一緒にやると時間的にきつく、うまく進まないので、第2月曜日でどうかと提案させてもらった。心ある方より出ていただき、いろいろな意見を交わせればより良いことができるのではないかと考えている。そんなことで、第2分科会としては2月7日と3月7日の定例の分科会はやらず、代わりに2月14日、3月14日にやるということで進めていきたい。今日のこの会議で承認してもらえれば、該当する人たちに声をかけてお集まりいただくよう整えたいと思う。

【本城会長】

- ・今ほどの説明について、質疑を求めるがなし。
- ・今ほどの説明のとおりとしてよいかを諮り、了承を得る。

以上で次第3報告(1)第5回分科会の協議内容についてを終了する。

— 次第3議題(2)地域協議会会長会議について —

【本城会長】

次第3議題（2）地域協議会会長会議についてに入る。

1月6日に開催された地域協議会会長会議に出席したので報告する。

- ・事前配布資料「令和3年度地域協議会会長会議（1月6日開催）における市からの説明事項の概要等」、「会議録」、「各地域協議会における今後の取組の検討結果一覧」に基づき説明
- ・今ほどの説明について質疑を求める。

【富田委員】

内容のことなので、会長の中では答えられないかと思う。私もこの議事録を見て地域活動支援事業について、何か会長さんたちがいろいろなことを言われている。これは特筆すべきことだと思っている。

中川市長は、令和4年度はもう地域協議会の方ではやらない、行政が採択等をやりますよと言われている。会長さんたちがいろいろ質問して、市長さんが勝手に決めていいんですかと言っている。諮問事項として取り上げてはどうかという意見も出ている。これについて、最後には検討を急ぎ進めますということであった。

これは4月からで、時間的にない中で、早めに決めていただければと思う。当日の市長の説明で決まったと思ったが、どうも何か違うような感じを受けた。

【本城会長】

当日の会長会議でもいろいろな意見があった。唐突的な内容で、行政の方も統一されているのかというところが一番大きな課題だと思う。

例えばこの南部まちづくりセンターにしても、どういう方針でいくのかということとは、まだ行政内部的に話ができていないようである。そういう動きをもうちょっとよく聞いて、新年度にどう対応するか。高田区の審査の方法についても、これまで我々が取り決めてきた事をそのまま使うのか、あるいはゼロなのかというあたりも含めて少し時間がかかると思うが、なるべく早めに考えを出してもらいたいという要望が各会長からあった。

- ・この他に質疑がある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第3議題（2）地域協議会会長会議についてを終了する。

— 次第4議題（1）諮問事項 本町ふれあい館の廃止について —

【本城会長】

次第4議題（1）諮問事項 本町ふれあい館の廃止についてに入る。
市の高齢者支援課より説明を求める。

【高齢者支援課 小林課長】

- ・事前配布資料「本町ふれあい館の廃止について（諮問）」により説明

【本城会長】

今ほどの説明に限定した質疑応答を行う。
質問のある委員の発言を求める。

【富田委員】

私は2年前から4期目の地域協議会委員になった。本町ふれあい館の廃止については、過去に地域協議会で説明があったのか。昨年12月の地域協議会で説明があっただけで、それ以前に廃止の説明があったのか確認したい。

【高齢者支援課 小林課長】

令和2年9月28日の地域協議会において廃止についての説明をしている。その時は雁木通りプラザに移転したいと説明している。また、その経過については、昨年12月にも説明した。

【茂原委員】

確認である。この施設は平成9年寄付採納と書いてある。その土地はあわせて寄付されたのか。

【高齢者支援課 小林課長】

土地と建物を寄付いただいた。

【茂原委員】

承知した。土地も市のものでよいか。

【高齢者支援課 小林課長】

建物も土地も市のものである。

【茂原委員】

承知した。

【本城会長】

質疑応答を終了する。これから委員による審議に入る。

本町ふれあい館の廃止について、意見のある委員の発言を求める。

この諮問は、地域住民の生活に支障があるか否かを判断する。意見の掘り出しとしては、例えば具体的に及ぼす影響はどうか、あるいはその影響は誰にどのように及ぶのか、その影響に対する市の対策が十分かとか、そのような意見があれば何う。そのあと採決に入りたいと思う。

【吉田委員】

先月も発言したが、本町ふれあい館と福祉交流プラザでは交通網が違う。福祉交流プラザに来る方は、足が元気な方が多い。私が本町で1日見ているとほとんど80歳を超えたような人たちが歩いている。そういう人たちが、唯一、仲間が作った手づくりの作品を無料で見る場所でもある。それを福祉交流プラザに来ている人たちと同等の扱いをすることはいかなものか。

それと、本町3、4、5丁目の賑わいをまた削ぐような感じになる。空き店舗があんなにたくさんあるのだから、もう少し知恵を働かせて考えてもらいたい。

そして本町ふれあい館の2階を倉庫代わりに使っている人もいるようである。空き店舗を町内で持っているところもある。ある人は、購入したテント10張りを空き店舗に置いている。空き店舗の中でデザインか何かを飾っているところもある。そういうところと共同で、イベントか何かで活用するなど、何か考えたらどうか。

本町を歩いている人たちは皆さん80歳を超えていると思う。そういう人たちが本町ふれあい館に来て、仲間を作ったのに、福祉交流プラザに移転してしまうと観に行けない。では本町3丁目からシルバータクシーでも出してもらえるのか。私はイレブンプラザのところで、年に何回かイベントをやっている。1日見ていると、そういうことを実感する。唯一、お年寄りの人たちが楽しめる場所であり、憩いの場でもある。そういうことを少し考えてもらいたい。

【本城会長】

前回と同じことを言われている。それは本日の資料の一番後ろのページに、新たに雁木通りプラザの展示も検討すると書いてある。当初は福祉交流プラザだけという

話であったが、前回の我々からの希望によって、そちらも使えるようにという話をまとめたと思う。そういうことで趣旨をわかっていただきたいと思う。

【吉田委員】

もう一回言っただけである。

【富田委員】

令和2年9月の地域協議会への説明では、雁木通りプラザに移転するという説明であった。その時の地域協議会ではそれだったら場所が近くていいということでした。解したと思う。

今回は、この廃止云々の諮問ではなくて、場所を雁木通りプラザから福祉交流プラザに変えた。これが今、吉田委員が言われたように、高齢者がここまで歩くことになる足の問題につながる。雁木通りプラザから福祉交流プラザに変わったということの是非はどうなっているのか。そこを審議したらどうか。

【本城会長】

要するに本町ふれあい館の廃止について、地域住民の生活に支障があるかというところの審議が、今我々に求められている。その後、採決を取ろうとしている。前に確認された話がまた戻っている。

今、吉田委員から出た意見は、市側にも要望として伝え、受け入れていただいている。ここでは廃止することについて、住民の生活に支障があるか、ないかという観点で採決をさせていただきたい。

【澁市副会長】

この条例案を見るとこれを廃止する。そして市議会の承認を得るわけである。ただこれだけを見ると、本町ふれあい館は無くなってしまう。皆さんが心配しているのは、今の利用者はお年寄りが多いこと。令和2年に私どもが説明を受けたときは、雁木通りプラザに移転するとのことであった。ところが令和3年になったら、福祉交流プラザに変わった。ただし、市としては実態を考えると、雁木通りプラザの方も利用できるように検討するとのこと。もうここまできている。だから私の提案としては、雁木通りプラザの利用を検討するということではなく、これを担保するような形で附帯意見を付けて、条件つきで承認するという形にしたらどうか。

【西山委員】

まず、諮問の内容は、本町ふれあい館の廃止についてである。私もそこに何回も行ったことがあるが、老朽化が大変ひどい。これは仕方がないのかなと思うので、建物の廃止については妥当かと思う。あと、福祉交流プラザの展示について、ここは遠いという意見もあったが、今はある程度のお年寄りの方も車の運転をされたりして、歩く方ばかりではない。駐車場は本町だと全く無い。ここはこれだけの駐車場もある。逆に言えば本当に利用しづらいのではなく、利用しやすい面も十分あるので、ここで展示していただけたら、またいろいろな方に見ていただけるということもある。今回、全部含めてこれでいいと思う。

【本城会長】

前回の会議では、そういう議論をしながら、行政の方は利用している団体に対して、個々にあたってその内諾をいただいたと言っている。中には、例えば南三世代交流プラザの利用も含めて、両団体との話し合いが終わっているという話もあったので、私どもは一応それを了としていた。

今日の段階では、廃止について支障なしとするのか、ありとするのかということを探決させていただきたい。その後、今のような形で、もし附帯意見ということであれば、またそれもいいかと思う。

【杉本委員】

求められているのは、意見であり、賛成か反対かではない。諮問理由をよく読んでもらいたい。高田地区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めますと言っている。これは改選前のこの地域協議会でもずっと議論になってきていた。オーレンプラザの問題の時に意見をつけて返したら、「意見なんかいらぬ、賛成か反対だけだ」と言いながら、その後、「地域協議会には意見を聞いている」というように、諮問の中身が変わってきた。だから、今言われたような意見、不安に思っているいろいろなことを列挙して出すことが求められている。賛成、反対を求められてはいない。

【本城会長】

それはわかったが、そこは支障ありか支障なしかというところなので、あとは今のようなお意見があれば、高田区地域協議会として附帯意見をつけたらどうかということをお諮りをして、了解をいただければいいと思っていた。

進め方としてはそれでいいか。

今、杉本委員が言われたような意見をつけるという点は、他の委員からも出ていた。

【杉本委員】

賛成、反対に対する附帯意見をつけてくれと言っているのではない。廃止するのに賛成か反対かを表明してほしいということはどこにも書いていない。意見だけくれと言っている。だから、意見があるかないかを聞いて、あるときはその意見をつければいい。意見がないなら意見はありませんと返せばいい。答申書に賛成か反対かを書く必要はない。

【本城会長】

要するに、廃止をよしとするのかというところを聞かれている。

それに伴うご意見があれば、意見を付すということでしょうか。

【西山委員】

言葉的にとるとそうであるが、今まで諮問事項としてこのようにやってきている。

- ・事務局にその対応について確認

【堀川センター長】

杉本委員の言われていることもわかるが、地域協議会に投げかけられていることに対して、例えば支障ありということも意見、支障なしということも意見になる。だから求められていることについて判断していただかないとこれから何も進めなくなる。

諮問、答申については、過去にもこういうことを何回も繰り返しながら進めてきていることは事実である。投げかけられたことに対して、答えてもらいたい。

【浦壁委員】

諮問の内容は本町ふれあい館の廃止についてである。これについて、廃止すべきかどうかの諮問をされている。それに対する意見が当然あって、私たちは決めればいい。反対か賛成の決をとるのが先決だと思う。

そこに反対の人は、別の形で意見すればいい。諮問されていることは、本町ふれあい館の廃止についてとはっきり明言されているので、廃止するのに賛成か反対かという決をとるのでいいと思う。

【富田委員】

高田区の住民の生活に及ぼす影響ということで、商店街にとっては移転先が雁木通りプラザであればいいと思う。1万人程度の利用者のうち何人買っていくかわからないが、少なくとも福祉交流プラザに来たら、本町2丁目、3丁目商店街には寄らないので、飴屋さんや団子屋さんとかいろいろなお店の人達に影響が出てくると思う。

そういうことで住民の生活に及ぼす影響は、廃止そのものは影響ない。雁木通りプラザであれば影響はないが、福祉交流プラザに来たら影響があると思う。移転先によって住民の生活に影響が及ぶ場合がある。だから、行き先がはっきりしないと影響があるかどうか判断できない。

【澁市副会長】

この施設の実態を考えると、廃止することはやむを得ないと思う。しかしながら、現在の利用実態を考えると、福祉交流プラザだけではなく、傍にある雁木通りプラザの活用も考えてくださいという文章にしたなら丸く収まるのではないか。実態を考えたら、あそこは廃止するしかない。取り壊すか、新しく建て替えるとなると、お金がない上越市であるため、新しく建て替えられない。財政的に難しい。そういう形になると思う。

【茂原委員】

諮問ということで来ている。それに対してちゃんと意見を付して返せばいい。意見を求められていて、その求め方について、高田区の住民の生活に影響を及ぼす観点から意見を求めますと言っている。

今、皆さんの言っていることとちょっと違うが、廃止して、もう老朽化でどうにもならないと、再利用できないという趣旨である。従って、それはいつまでも残していても、かえって危険を及ぼすだけで地域住民に悪影響を及ぼすと思う。よって、速やかに撤去するというか、壊す、処分するのか、そこを聞きたい。建物と土地を合わせて寄付採納されたということなので、跡地利用をどうするのか、その辺を聞きたかった。私がさきほど質問したのは、そういう趣旨である。だから、逆に意見を持ってきてもらいたいと思う。

【本城会長】

我々にそこまでは求められていない。

【茂原委員】

求められていないけれど、壊すにしてもお金がかかる話である。我々の税金から賄うわけである。それは生活に影響を及ぼすと思う。こうカバーする等、前向きな話もあってしかるべきだ。

【浦壁委員】

やはり、なぜ廃止するかという一番の問題は老朽化である。これを維持管理していく上でも、これをこのままにしているとすごく危ない。この現状を踏まえた場合、今回の諮問について、私たちは廃止というところに絞って検討すべきだと思う。その後がどうか、どのように利用するかということまでは求められていないと思う。

とにかく老朽化で、使用にあたり生命の危険を感じている。これを行政として引き続き使用し、今度何かあった場合は行政の責任になる。そういうことを考えた場合、やはりこの諮問どおり本町ふれあい館の廃止をどうすべきか、皆さんから決をとって決めることが先決だと思う。

【本城会長】

- ・諮問されている本町ふれあい館の廃止について採決をとることを諮り了承を得る。
- ・採決の結果、本町ふれあい館の廃止について、支障なしとする委員が賛成多数となる。

この答申に附帯意見を付すべきという意見もあった。その文案については正副会長で引き取らせていただくことでどうか。

- ・意見を付して、市の方に回答することについて、正副会長一任でよいかを諮り了承を得る。

利用者の皆さんは、今のところ了解をされているという前提で話が進んでいる。文案については正副会長に一任ということでお願いします。

以上で次第4議題（1）諮問事項 本町ふれあい館の廃止についてを終了する。

— 次第4議題（2）各区の地域協議会会長と市議会総務常任委員会委員との意見交換会について —

【本城会長】

次第4議題(2)各区の地域協議会会長と市議会総務常任委員会委員との意見交換会についてに入る。

1月22日に各地域協議会会長と市議会の総務常任委員会の委員との意見交換会が予定されていたが、市内で新型コロナウイルス感染症が発生したことにより延期となった。まだ日程は未定である。

この件に関しては、先だって文書で委員に意見を募ることにした。1月12日までに提出された意見は、当日配付資料のとおりである。この出された意見をこの場で一つ一つ協議することはとても時間がないところである。この出された意見は、意見交換会当日に私が発言を求められた際の参考にさせてもらいたいと思っている。

・この件について何か補足する意見を求めるがなし。

1月6日の地域協議会会長会議で市長の地域分権に対する考え方などが新たに出された。1月14日の新潟日報をご覧になったかと思うが、その市長インタビューの記事の中にも、28の自治区の枠組みを見直すのかという点について、市長は合併前上越市の自治区は合併しないといけないと。区ごとの予算編成を考えると多すぎると。なかなか市の職員だけではもう対応できないというようなことも含めて、この自治区のあり方について、今検討されようとしている。また議会の方も、総務常任委員会が近々開かれる予定で、この地域協議会の問題を含めて、いろいろ議論をするような日程が組まれている。それらの推移を見ながら出されている意見も含めて、また機会を見て皆さんからも意見をいただければありがたいと思う。

今日のところは、延期ということであり、出された意見は皆さんから参考にさせていただければと思っている。

以上で次第4議題(2)各区の地域協議会会長と市議会総務常任委員会委員との意見交換会についてを終了する。

— 次第4議題(3)令和3年度地域協議会の活動計画について —

【本城会長】

次第4議題(3)令和3年度地域協議会の活動計画についてに入る。

澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・資料No.1により説明

2月26日に予定されている令和3年度地域協議会及び地域活動支援事業の活動報告会は令和4年度地域活動支援事業の説明も含む予定だが、市から令和4年度の地域活動支援事業の審査等の取扱いの方針が示されるまで延期としたい。

【富田委員】

地域活動支援事業の活動報告会について、中川市長は地域の活力向上を主眼に置くものということで考えている。その時に令和4年度は行政が審査するにしても、こちらがするにしても「これは地域に主眼を置いているかどうか」というところを聞いて、話しをしてはどうかと思う。

時期尚早で問題があるのであれば、後日でもいい。本当にこの地域の活性化になるかということを意見交換したいと思う。そういうことをやったらいいと思う。

【本城会長】

正副会長でもいろいろ検討した。市長の方針がそのような形で6日に出たので、我々地域協議会は審査もしない、採点もしないということになる。新たな地域活動支援事業の募集は直接市がやるわけで、ある意味ノータッチみたいな形になっていく。ここはもう完全に地域活動支援事業は切り離すというのが市長の提案だが、その後の方向性がまだ出ていないので、令和3年度地域協議会及び地域活動支援事業の活動報告会は延期する。今後の方向性をみて、また検討しましょうということでこの前の正副会長会議で打ち合わせをしたので、少し時間をいただきたいと思う。

おそらく、この南部まちづくりセンターも迷ってしまうと思う。採点はどうするのか、高田区で決めた今までの採点の基準を踏襲するのか。あるいはゼロベースでいくのか、誰がその責任を負うのかというあたり。また、今までの例を活用してということは、我々が決めた採点方法を採用するのか、あるいはそうでなくするのかということも含めて、事務局とも少し相談しないといけない点があると思う。少し時間をいただきたい。

【杉本委員】

分科会の報告のところでもお願いしたが、この活動計画の日程の中に、2月と3月の第2分科会の日程を入れてもらいたい。

【澁市副会長】

今日の全体会議で承認された形であるので、その結果に基づいて入れることにする。資料No. 1に書いてあるように1月11日現在の予定となっている。1月11日現在では、まだ承認されていなかった。入れさせていただく。ただ、コロナウィルス感染症の関係でできるのだろうか。

【本城会長】

この他に何か意見はないか。

【堀川センター長】

何点か報告させてもらう。

昨年の11月15日の地域協議会でガス水道局から、「北本町ガス供給所跡地の地下水水質調査結果の報告について」、毎年、地域協議会へ報告している文書を取りやめにしたいの申し出についてご協議いただいた。地域協議会としては、引き続き報告を必要とすることで議論がまとまった。その旨をガス水道局に伝えた結果、来年度以降も引き続き報告するとの回答が昨年12月17日にあったので報告する。

次に、澁市副会長の活動計画の関係で、茂原委員から12月10日付けで澁市副会長宛に書面で3件の意見が提出された。その件は先月の正副会長会議で話し合わせ、その結果、事務局から答えるようにということであったのでこの場にてお答えする。

まず茂原委員からご意見があった1件目は、昨年9月の第6回地域協議会において「旧今井染物屋の管理のあり方について」諮問案件を審議する際、市長名で出された文書に誤りがあったにもかかわらず、訂正とお詫びの弁もなかったという指摘である。

これについては、当時の会議録をホームページでも確認でき、当日出席の委員の方も記憶があると思う。当日、文化振興課長より「資料を訂正させていただきたい」「別紙の休館日のところで、“国民の日に関する法律”となっているが正しくは“国民の祝日に関する法律”であるので訂正する。お詫び申し上げる」という発言があった。それにより会議録等も修正した正式なものが掲載されている。

次に意見のあった2件目は、諮問案件の時に、地域協議会として市に回答した文書に文書番号がない。それは事務文書、事務連絡として受け取られてしまう。「お知らせします。回答します。」で文書を処理している。従ってこの件は、文書完結してい

ないとの指摘である。

ここで言われる文書番号は、発信した日付の上に例えば上自南第何号というものがついていないことを指摘されているものと思う。昨年の第9回地域協議会において、担当課が市長名で出された文書により説明したことをもって、この件は一連の流れとして、諮問関係は完了している状態である。地域協議会から出された文書の日付の上に文書番号がないことを問題視されているが、文書番号はそもそも組織が文書管理するための番号であって、文書番号がないから正式なものではないというものではない。現に諮問文書は市長の公印が押されているが、地域協議会から回答する文書には会長印がない。また、自治・地域振興課にも確認したところ、諮問の回答文の雛形に文書番号をつけることになっていないことから、高田区に限らず、他の地域協議会も同様の文書番号はつけられていない。ということで、そもそもこのこと自体想定していなかったものと思われる。これで完結していないということにはならないことをご理解いただきたいと思う。

次に3件目は、茂原委員が最近数名の方から聞いたこととして、「旧今井染物屋のバテンレースの常設工房で技術習得に取り組む地域おこし協力隊の方が辞めた」との疑問を、昨年の12月7日に文化振興課長に問い合わせたところ、答えられないと言われたことに対して「おかしな対応だ」という指摘である。

この件についても、正副会長会議で取り上げたところ、事務局から文化振興課に事実確認をして欲しいという依頼があったので、その結果をお伝えする。

担当課長から「本隊員は、バテンレースの継承と発信を担う地域おこし協力隊として、令和3年6月28日に着任いたしました。都合によりお休みをいただいていた期間がありましたが、10月下旬に復帰してからは、東本町2丁目にある吉田バテンレースにおいて、吉田さんの指導のもと、集中的にバテンレースの技術習得に取り組んでいます。最近ではバテンレース製作の技術が上がり、製作意欲も強い状況にあり、1月下旬から徐々に旧今井染物屋で活動する日を設けていく予定にしております。ぜひ、温かい目で見守ってくださるよう、お願いいたします。」という回答である。以上である。

【本城会長】

- ・今ほどの説明について、質疑を求めるがなし。

以上で、次第4議題(3)令和3年度地域協議会の活動計画についてを終了する。

— 次第5事務連絡 —

【本城会長】

次に、次第5事務連絡について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

・次回の協議会の日程連絡

第6回第1分科会：2月7日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

意見交換会：2月14日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

第10回地域協議会：2月21日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

第7回第1分科会：3月7日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

意見交換会：3月14日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

第11回地域協議会：3月22日(火)午後6時30分から 福祉交流プラザ

・配布資料

令和3年度 高田区 地域活動支援事業 催し等予定表

上越市男女共同参画推進センターのチラシ

【本城会長】

・今ほどの説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

全体を通して意見等のある委員の発言を求める。

【西山委員】

正副会長にお願いがある。今回1月25日に地域協議会だよりが出る。編集委員の任期は2年間ということである。後半の2年間は新しい編集委員で組織していただきたいと思うので、そこは正副会長で検討いただきたいと思う。

【本城会長】

検討する。

この他に委員からの発言を求めるがなし。

・会議の閉会を宣言

1 0 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

1 1 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。